

## 熊本県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年（2024年）3月4日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

### 1 実施方法

令和5年（2023年）11月27日から令和6年（2024年）1月29日までの間に実地監査及び書面監査を実施

### 2 監査対象機関 70機関

部局名	機関名
教育委員会	済々黉高等学校、熊本高等学校、第一高等学校、第二高等学校、熊本西高等学校、熊本北高等学校、東稜高等学校、湧心館高等学校、玉名高等学校、岱志高等学校、鹿本高等学校、菊池高等学校、大津高等学校、阿蘇中央高等学校、小国高等学校、高森高等学校、御船高等学校、甲佐高等学校、宇土高等学校、松橋高等学校、八代高等学校、八代清流高等学校、八代東高等学校、水俣高等学校、人吉高等学校、天草高等学校、牛深高等学校、上天草高等学校、熊本商業高等学校、球磨中央高等学校、鹿本商工高等学校、熊本工業高等学校、玉名工業高等学校、小川工業高等学校、八代工業高等学校、球磨工業高等学校、天草工業高等学校、熊本農業高等学校、北稜高等学校、鹿本農業高等学校、菊池農業高等学校、翔陽高等学校、矢部高等学校、八代農業高等学校、芦北高等学校、南稜高等学校、天草拓心高等学校、盲学校、熊本聾学校、熊本はばたき高等支援学校、ひのくに高等支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校、熊本支援学校、熊本かがやきの森支援学校、松橋西支援学校、松橋支援学校、松橋東支援学校、荒尾支援学校、かもと稲田支援学校、大津支援学校、菊池支援学校、黒石原支援学校、小国支援学校、芦北支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、苓北支援学校、玉名高等学校附属中学校、宇土中学校、八代中学校

### 3 監査対象年度 令和4年度（2022年度）

### 4 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合规性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

## 5 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

### (1) 指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
教育委員会	阿蘇中央高等学校	(物品の管理について) 備品の管理及び処分について、次の課題がある。 (1)重要備品である田植機(平成3年(1991年)取得)を適切な手続を経ずに職員が借用し、許可なく処分し亡失している。 (2)一般備品である執務用椅子2脚を購入しているが、翌年度に登記している。 物品取扱規則等に基づき、備品の管理及び処分は適正に行うこと。
	黒石原支援学校	(所得税の源泉徴収について) 令和3年(2021年)分の年末調整訂正に伴い期限後納付が発生し、延滞税1,100円が発生している。 年末調整手続において、組織的なチェックを徹底するとともに、再発防止に努めること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項 なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項 なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。